

世界結核デー (3 月 24 日) に寄せて ～ようやく入国前結核スクリーニングが開始されます～

沖縄県南部保健所 森近 省吾



はじめに

毎年 3 月 24 日は世界結核デーです。ドイツのロベルト・コッホが結核菌の発見を演説した 1882 年 3 月 24 日にちなんで、世界保健機関 (WHO) が結核根絶への誓いを新たにするために 1997 年に制定しています。

日本国内で活動性結核患者の届出数は、減少傾向にあり、結核罹患率 (人口 10 万人対) は 2021 年に 9.2 と結核低蔓延国の水準 (罹患率 10.0 以下) を達成し、2023 年も 8.1 と減少し低蔓延国水準を維持しています。沖縄県においても 2022 年に罹患率 8.4 と初めて 10 を下回り、2023 年も 8.7 と少し増加しましたが、低蔓延の水準を保っています。

我が国の課題 高齢者結核と若年層における外国出生者の増加

国内の新登録結核患者の課題の一つとして、年齢分布が高齢者に偏っていることが挙げられます。2023 年で見ますと、新登録結核患者のうち、65 歳以上は 66.8%、80 歳以上では 42.9% と高齢者が大部分を占めています。沖縄県でも新登録患者に占める 80 歳以上の割合は 2023 年では 44.5% と全国と同様となっています。これらの方々は、結核がある程度流行していた若い時期に結核菌に感染し、高齢となった今、免疫力の低下に伴って結核が発病したものと考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者施設や慢性期の医療機関の感染症対策、特に外から入ってくる感染症に対する対策は格段に向上したものと考えられますが、結核は別の理由で入所や入院している方の発症、いわば「中から湧き出てくる発病」があり

ますので、入所者等の症状や、活動力低下、体重減少等、“いつもと違う” ことへ早く気付くことが重要になります。

外国出生患者の増加がもう一つの課題であり、2023 年では国内の新登録結核患者数のうち外国出生者が占める割合は、16.0%、特に 20 歳代では 84.8% で年々増加しており、コロナ禍でいったん減少していましたが、2023 年には再び増加しています。出生国別では、フィリピンが最多、以下、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の順となります。沖縄県でも新登録結核患者のうち外国出生者が占める割合は年々増加しており、2022 年には 13.7% と 10% を超え、2023 年は 11.7% とやや減少しましたが依然高水準です。これらの人々に対する対策は重要であり、沖縄県や那覇市では、管内の日本語学校等が行う入国後の健診に對して、補助を行っています。

入国前結核スクリーニング

結核が低蔓延化し、外国生まれの患者が 50% を超えている先進国の多くは、高蔓延国からの入国者や長期滞在者を対象とした入国前スクリーニングを実施しています。こうした背景から日本においてもスクリーニングの導入が検討され、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の 6 か国から優先的に、3 か月を超える中長期滞在者を対象として開始することで準備を進められてきました。入国前健診は日本国政府が相手国の国立病院等から指定した健診医療機関で行われ、問診と身体検査、胸部 X 線検査を実施、健診の費用は申請者の自己負担で行われます。健診の結果、結核を疑

う所見が認められなかった申請者に対しては、指定医療機関から「結核非発病証明書」(以下「証明書」)が交付されます。一方、所見が認められた申請者には、喀痰検査を実施。結核菌が検出されれば、「証明書」は交付されません。ビザ発給申請時等では「証明書」の提出を義務付け、結核を発病していないことを確認。これにより、結核菌を排出している結核患者は、結核の治療を行い結核菌の排出がないことを証明されるまで入国が認められないことになります。COVID-19の蔓延もあり、実施が遅れていたが、まずはフィリピン、ネパール、ベトナムを対象に開始される予定です。先行して3月24日(世界結核デーですね)からフィリピンとネパールでの健診の受付を開始し、3か月後の6月23日から在留資格認定証明書やビザ発給時における「証明書」の提出が義務付けられます。中長期の在留を希望する者が最も多いベトナムでの健診の受付も5月26日に開始され、9月1日からは「証明書」の提出が義務付けられ、残り

のインドネシア、ミャンマー、中国についても今後、準備・調整を続け実施する予定となっています。

終わりに

入国前スクリーニングの実施により、入国直後に発見される結核患者は大幅に減少することが予測されます。患者にとってはコミュニケーションの取りやすい母国で治療することができ、結核菌を排出していない状態で日本に入国することとなるため、日本での留学生活や技能実習を安心して行うことができるようになります。また、日本国内においては、これらの国からの留学生、技能実習生の多くは集団生活を行うことが多く、それらの場での感染拡大防止につながるものと期待しています。しかしながら、スクリーニング時は異常を認めなくても、入国後に発病する人は存在するため、定期的な健診など、入国後の早期発見・治療のための対策の強化は引き続き必要であると考えます。

お知らせ

日本医師会定例記者会見に関する周知

日本医師会では原則、毎週水曜日に定例記者会見を開催し、松本会長始め常勤役員が日本医師会の考えや取り組みなどについて説明しています。

その模様は下記の広報物に掲載していますので、ぜひご覧下さい。

■ 日本医師会公式
YouTube チャンネル



■ 日本医師会ホームページ
「日医 on-line」



問い合わせ先：日本医師会広報課 E-M:kouhou@po.med.or.jp

■ 沖縄県医師会公式
YouTube チャンネル



■ 沖縄県医師会ホームページ

